

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年2月20日（令和7年（行情）諮問第246号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第670号）

事件名：海上自衛隊作戦要務準則について（通達）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「海上自衛隊の「作戦要務準則」。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「海上自衛隊作戦要務準則について（通達）（海幕運第300号。令和6年3月5日）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月1日付け防官文第10893号及び同年10月23日付け同第24028号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1）

アないしオ （略）

カ （略）

他に文書がないか確認を求める。

（略）

キ （略）

（2）審査請求書2（原処分2）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カないしケ （略）

（3）意見書

「野外令」程度は開示可能と思われる。

当該文書は海上自衛隊における指揮、作戦・戦闘等に関する一般的な原則を記述したものである。

同様な性格を持った文書として陸上自衛隊には「野外令」が存在する。

諮問庁が開示した「野外令」において明らかにされた内容程度は開示可能と思われる。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年5月1日付け防官文第10893号により、本件対象文書のかがみのみについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年10月23日付け防官文第24028号により、本件対象文書のかがみを除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし(4) (略)

(5) 審査請求人は、(略)「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

(6) (略)

(7) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(8) (略)

- (9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月10日 審議
- ④ 同月31日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和8年10月14日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、開示請求受付日（令和6年3月5日）における最新の「海上自衛隊作戦要務準則」を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、念のため関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（1）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、海上自衛隊が作戦、行動等を実施する

際に各級指揮官が行う意思決定の細部要領等が詳細かつ具体的に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の作戦等の計画の手法及び指揮統制要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別表（原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
別冊の４枚目、５枚目、７枚目、１３枚目、１７枚目、１９枚目ないし２３枚目、２５枚目ないし２７枚目、３７枚目ないし４１枚目、５０枚目ないし５２枚目、５７枚目、６６枚目、６９枚目ないし７１枚目、７５枚目ないし７８枚目、８０枚目、８４枚目ないし８７枚目、９０枚目ないし９２枚目、１０１枚目、１０４枚目、１０５枚目及び１２７枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の作戦を実施するために必要な手順や考え方に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の作戦等の計画の手法及び指揮統制要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
別冊の６枚目、８枚目ないし１２枚目、１４枚目ないし１６枚目、２８枚目ないし３６枚目、４２枚目ないし４９枚目、５３枚目ないし５６枚目、５８枚目ないし６５枚目、６７枚目、６８枚目、７２枚目ないし７４枚目、７９枚目、８１枚目ないし８３枚目、８８枚目、８９枚目、９３枚目ないし１００枚目、１０７枚目ないし１１３枚目、１１５枚目ないし１１９枚目、１２１枚目ないし１２６枚目、１２９枚目ないし２６７枚目及び２６９枚目ないし２７８枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	